

令和3年10月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和3年10月6日
武雄市農業委員会

令和3年10月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和3年10月6日(水)
(開会) 8時50分 (閉会) 9時40分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者17人 欠席者2人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明		○	17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作		○				

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請	3件
議案第3号	農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請	6件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)	
議案第5号	武雄市非農地証明願	3件
議案第6号	農地法第2条第1項に規定する農地該当の可否の判断	4件

6. 議事内容 以降記載

《開 会》

事務局長 皆様おはようございます。ご案内の時間より早うございますが、農繁期で
ご多忙の中に皆さんお揃いですので、令和3年10月の農業委員会「総会」
を始めさせていただきます。

本日は、7番 中村 一明 委員、10番 向井 健作 委員 より欠席の届出
がっております。欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席
となります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、
本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和3年10月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。
本日は議案第1号から議案第6号までの審議について、協議をお願いいた
します。

議事録署名人に、3番 中尾委員、13番 稲富委員を指名いたします。
それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 9月総会審議案件については、10月4日を持って許可まで終了
しています。以上、ご報告申し上げます。

8月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が、6件提出されています。この議案
について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明いたします。議案書
の1ページをお開きください。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転。土地は若木町の畑1筆の面積が
351㎡です。譲受人の自宅で近く耕作しやすいということで申請されたも

のになっております。こちらの申請につきましては、以前5条申請で一般住宅として若木町の508㎡でご審議いただきました案件がありましたけれども、それともともと同一筆でございまして宅地として息子さんが5条申請されて、分筆して農地として残った分はお父様が今回3条で購入される予定となっております。そのため農地の価格につきましては、以前申請されております5条分と今回3条分の合計で150万円となっております。

続きまして申請番号2番。権利の内容は所有権移転です。土地は若木町の田1筆、265㎡。自身の所有する農地に隣接しているため管理がしやすいということで申請がなされております。農地の価格は発生しておりません。

続きまして申請番号3番。権利の内容は所有権移転です。土地は若木町の田1筆、299.73㎡。譲渡人は県外在住で管理ができない、市内在住の譲受人に権利を移転したいということで申請がなされております。こちらについても農地の価格は発生しておりません。

続きまして申請番号4番。権利の内容は所有権移転です。土地は東川登町の畑1筆、544㎡。譲渡人は県外在住であり、譲受人は自身の所有する農地に隣接しているため管理がしやすいということで申請がなされております。農地の価格は発生しておりません。

続きまして議案書2ページの方をお開きください。

申請番号5番です。権利の内容は所有権移転、土地は西川登町の田5筆と畑8筆の合計13筆の面積合計8,967㎡となっております。生前贈与のために申請されたものになります。農地の価格は発生しておりません。

最後に申請番号6番です。権利の内容は所有権移転です。土地は北方町にあります田4筆、畑4筆の面積合計が4,006㎡。譲受人の父がこれまでも一部を耕作されておりました、譲渡人の樋渡様の住宅を購入され、それに付随した農地等もいっしょに所有権移転を行いたいということで申請がされております。議案書の方の経営面積欄をご覧いただきたいと思いますが、現在は2,979㎡となっております5反未満ですけれども、今回購入を検討されている8筆と現在の経営面積を合計しますと6,985㎡となりますので、判断基準の一つである5反、50aの面積要件をクリアするものと考えております。農地の価格につきましては10a当り50万円となっております。

以上6件、いずれも3つの判断基準を満たしていると判断しています。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明

があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による6件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第2号についてご説明いたします。

申請番号1番、土地は若木町の畑1筆、面積24㎡です。自身が所有する牛舎への進入をやすくするため道路として使用していたということです。こちらの農地転用等付近見取図及び土地利用計画図の2ページをお開きください。こちらに7387-6の申請地を太線で囲んでいるんですけど、道路を挟んだ向かい側に7399という地番があると思います。ここは浦川さんの所有する牛舎となっていますので、ここに進入しやすくするために転用していたということです。現在道路の一部として利用されておりますので、始末書が添付をされております。追加工事等はございませんので工事完了時期の記載をしておりません。農振除外手続き済みの案件になります。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載しているとおりでございます。

続いて申請番号2番、土地は東川登町の田1筆、面積136㎡です。自宅への進入路が狭く駐車場も不足していたため、駐車場として利用していたということで、こちらもすでに利用されておりますので始末書が添付をされております。追加工事等はございませんので工事完了時期の記載はありません。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載のとおりでございます。

最後に番号3番です。土地は西川登町にあります田2筆と畑2筆の合計4筆、面積合計164.38㎡です。住宅への進入路として利用していたということで申請がされております。こちらについてもすでに利用されておりますので始末書が添付をされております。追加工事等はありませんので工事完了時期の記載はございません。農振除外手続き済みの案件になります。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

会 長 私のところは2番でございまして、これは家を新築されて進入道路が狭いということで拡張をされておりました。私どもも農地パトロールで、無断転用なので申請をしてくださいと何回も言っていましたが、ようやく6年越しに申請が出たということになります。他にないですか。

会 長 他に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

——— 《議案第3号 農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請》 ——

会 長 次に、議案第3号、農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されております。この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。それでは議案第3号についてご説明いたします。

番号1番、権利の内容は所有権移転、土地は朝日町の畑2筆、面積は2筆合計1,024㎡です。分譲宅地として適地と判断したため申請されたものでありまして、同時利用地として山林、宅地の683.98㎡を含んだ合計計画面積2,074.98㎡に7区画の宅地分譲を計画され、申請されたものになります。工事完了時期は令和4年3月31日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書記載のとおりです。

続きまして申請番号2番です。権利の内容は使用貸借権設定、土地は橘町の現況が畑の宅地1筆、畑5筆の計6筆で、面積合計392.56㎡です。現在賃貸住宅住まいであるが、子供が生まれ手狭となったため一般住宅を建築したいとのことで、宅地4.01㎡を含む合計計画面積396.57㎡に一般住宅を計画され申請されたものです。工事完了時期は令和4年4月30日、農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載しているとおります。

番号3番、権利の内容は貸借権設定、土地は東川登町の田1筆、385㎡です。申請事由は「国道沿いで視認性のよい立地であるため、くだもの直売所として利用している、ということで申請されたものになります。既に利用されておりますので始末書が添付されております。追加工事等はございませんので、工事完了時期は記載なしとしております。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

続きまして申請番号4番、権利の内容は所有権移転です。土地は東川登町の田1筆と畑3筆の計4筆で、面積合計186㎡です。こちらが4条及び5条となっておりますして、9633-5につきましては5条、跡の筆については自身が所有されている農地で4条となります。申請事由としては、「自宅への進入路が狭かったため、拡張して利用していた。また農業用倉庫の増築にあたり一部農地を利用していた」というものになっております。既に現地は利用をされておりますので始末書が添付されております。追加工事等はございませんので、工事完了時期は記載をしておりません。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

続きまして申請番号5番、権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は山内町の畑2筆、231㎡です。「現在アパート住まいであるが、子供の成長に伴い手狭になったため一般住宅を建築したい」ということで、同時利用地として宅地256.5㎡を含む487.5㎡に一般住宅を計画され申請がなされたものです。工事完了時期は令和4年4月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項は議案書に記載のとおりです。

番号6番、権利の内容は所有権移転、土地は北方町の畑1筆、60㎡です。借家住まいで手狭となったため、一般住宅を建築したい地との同時利用となります。「現在賃貸アパート住まいであるが、子供の成長に伴い手狭となってきたため、一般住宅を建築したい」ということで、同時利用地として宅地2筆449㎡を含みました合計面積509㎡に一般住宅を計画され申請されたものになります。工事完了時期は令和4年4月30日です。農地区分及び許可基準の該当事項は記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。このうち1番の案件については9月27日に調査委員会を行いました。座長の中村委員さんから調査結果の報告をお願いいたします。中村委員どうぞ。

調査委員会座長（6番委員）

令和3年9月27日午後1時30分から、C班及び地元農業委員により、武雄市文化会館大集会室A及び現地にて調査委員会を開催し、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請1件について審議しました。

議案第3号 申請番号1番の「宅地分譲」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑としては、「敷地からの排水経路はどのようになるか」質疑があり、代理人より「基本的には新設する敷地内道路の側溝を経由して市道側溝に放流し、一部南側の宅地に隣接する部分については、敷地内の既存側溝を雨水の排水経路として利用する」という回答がありました。

また、計画について代理人と共に実際に現地で確認を行いました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可して差し支えないという判断になりました。

以上、報告します。

会 長 ありがとうございます。1番の案件について調査委員会の報告が終わりましたが、2番から6番の案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

6番委員 はい。2番ですけど、私の地元でありまして、これは親子関係にあたりまして、現在長崎の波佐見の長崎リコーに勤務しておったんですけど、実家の近くに家を建てたいということです。もともと宅地がありまして、今現在、畑として利用されておりますが、水利関係上異常はないということで、私はハンコを押しました。以上です。

会 長 私のところは4番でございますが、農業倉庫を建てたときに狭かったので駐車場と合わせて道路の拡張をしたということですが、私も止むを得ないの

ではなかろうかなという事で、無断で転用したらいかんばいという事で指導をいたしました。

会 長 他にございませんか。

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第4条・5条及び農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

————— 《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。別冊です。

事務局 議案第4号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。
1ページをご覧ください。「令和3年度第7号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、9件、12筆、21,780㎡。

畑、再設定、1件、2筆、955㎡。

橘町、田、再設定、10件、12筆、22,173㎡。

朝日町、田、再設定、10件、17筆、32,248㎡。

若木町、田、新規、1件、11筆、10,067㎡。

再設定、1件、1筆、579㎡。

武内なし。

東川登町、田、新規、2件、2筆、2,416㎡。

西川登町なし。

山内町、田、再設定、10件、19筆、18,270㎡。

北方町、田、再設定、11件、28筆、53,062㎡。
となっています。

4ページ以降に各町の詳細を記載しています。

朝日町、田、1筆、3,206㎡です。

26ページに詳細を記載しています。

また、利用権の解除につきましては、27ページに記載していますので、
ご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考え
ます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。それでは議案第4号について、質疑を開始し
ます。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、特に無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認
することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案
どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請について》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請について」
3件について事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。それでは議案第5号についてご説明させていただきます。
資料につきましては、議案書にお戻りください。5号の掲載は9ページから
となっております。そちらをご覧ください。

番号1番です。土地は武内町にあります田3筆と畑1筆の面積が4筆合計
で1,817㎡になります。平成10年ごろ植林をしていたということで、非
農地証明事務処理要領の該当事項は議案書記載のとおりです。

番号2番、土地は西川登町の畑、面積が7,807㎡です。平成21年ごろ
から体調不良と労力不足により耕作できなくなり、荒廃しているというこ
とで、非農地証明事務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

番号3番、土地は北方町の畑3筆、面積計1,130㎡です。平成元年ごろ
から父が病弱で農作業に従事できなくなり、地形も耕作に不便で、隣接の山
林と一体化している鳥害被害のため植林したとのことで、武雄市農地証明事
務処理要領の該当事項は記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それ
を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長

無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長

他に無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明
することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長

異議なしと認めます。
よって、議案第5号 武雄市非農地証明3件については原案どおり証明する
ことに決しました。

————— 《議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地該当の可否の判断》 —————

会 長 次で議案第6号を議題といたします。「農地法第2条第1項に規定する農地該当の可否の判断」4件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第6号についてご説明いたします。この分につきまして、令和2年度の農地パトロールで調査をしていただき、農地として復元が困難なものとしてB判定がなされたものになります。

申請番号1番から4番まで、すべて武雄町の農地になっておりますして、すべて位置図と議案書にお目通ししていただければわかると思いますが、それぞれが近接している場所ございまして、ここら一体の現在の状況につきましては、議案書の方に記載しておりますとおりに山林化している状態ございまして、農地としての復元は困難であると判断をしております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。これは、先月と同じように、皆さんが農地パトロールを行った結果「これはもう農地ではない」とB判定を行った農地について、事務局から所有者に通知を出して、所有者が承諾した分について農業委員会の台帳から抹消しますので、農地には該当しないという判断をすることです。登記簿は農地のままですので、事務局で台帳から外した記録を残しておくということです。

これについて、地元委員さんから補足説明があれば説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

会 長 これは前の委員さんがしているもので内容的にはわからんと思いますが、やはり所有者から承諾がこないと、皆さん方がB判定を出されておりますが事務局から所有者に結果の通知をしています。その所有者から回答がなければ議案として出されませんが、非農地にしてくださいと返事がきたものについて議案として出しますのでご了承願いたいと思います。

会 長 それでは、質疑がありましたら、何かございませんか。

3番委員 現地は見ているのですか。

事務局 はい。前の末藤委員さんと事務局で現地を見えています。

3番委員 ある人から現地を調べてもらっているのかなと聞かれたので。

事務局 農地パトロールでB判定をされたものは、通知を出す前に事務局と地元委員で再度確認ということで、前の末藤委員さんと事務局で現地を見て、これはBで間違いはないということで通知を出しています。

3番委員 前回出してある分で、どこにあるのかわからんという人がいて、よくわかったねと。大体のところは事務局からの資料で写真を撮ってと言ったが。

事務局 そうですね。委員さんたちに農地パトロールで渡している資料につきましては、あくまで農地パトロール用の資料という形で対外には出せない資料となっていますので、所有者さんにも位置図とはいっしょにお送りしていません。本人からの申し出になってますので、非農地にしませんかと用紙を送ったら、大体書いて持ってきてくださいますので、その時に交付はできないんですけど場所がこのへんということで説明しています。

3番委員 畑を山林に地目を変えるときは土地家屋調査士がするのですか。

事務局 法務局に持って行ってもらえば個人でもできます。この通知をうちから出しますが、今回総会で承認をいただいて非農地の通知を出すのですが、農業委員会としては通知を出したところで終わってしまうので、本人さんが通知を持って法務局に行かないと地目が変わらないということになります。

会 長 他にないですか。それでは、意見も無いようですので質疑をとどめます。
議案第6号の4件について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号の4件について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断することに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、令和3年10月の農業委員会総会を終わります。